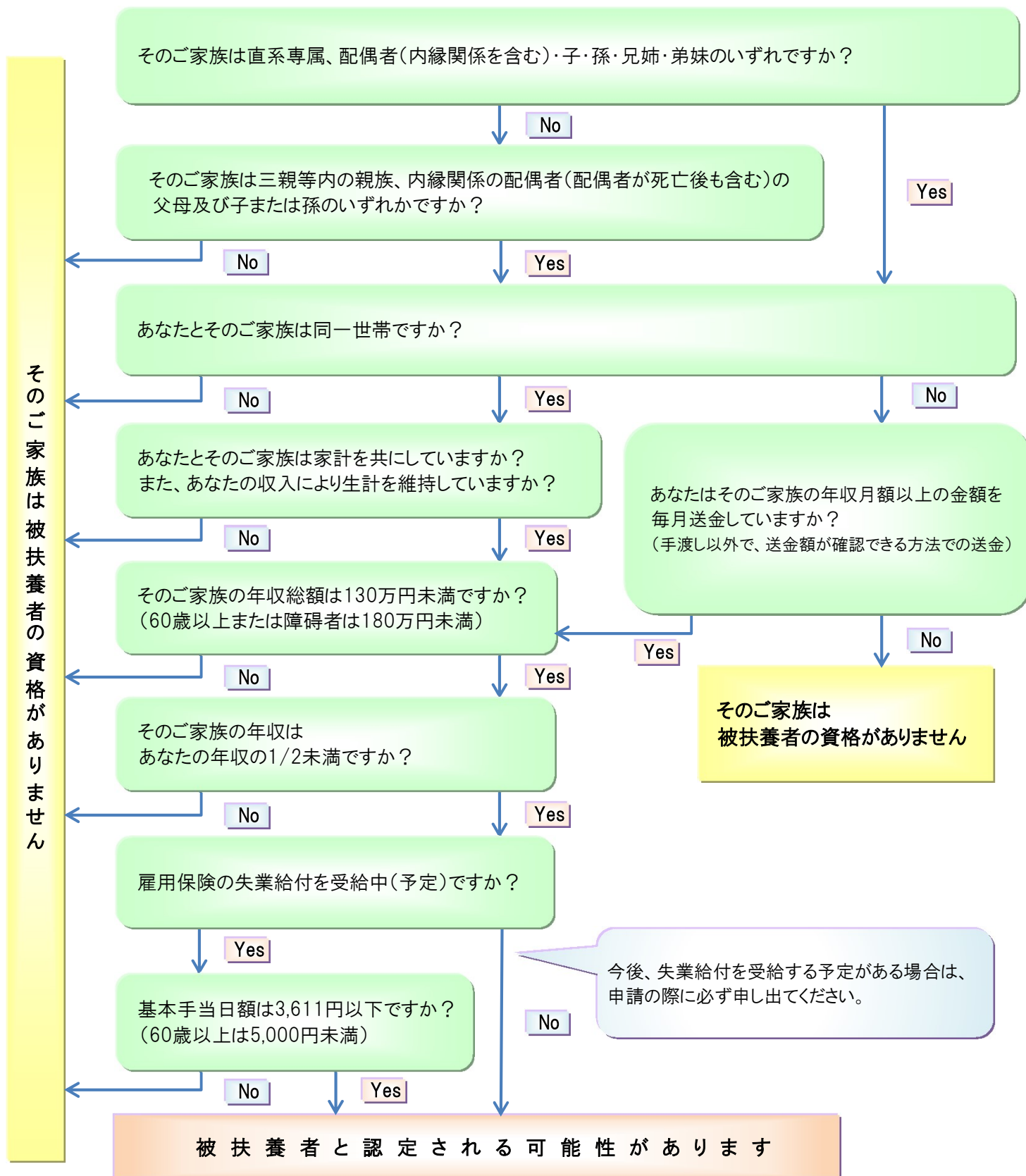


被扶養者認定申請 フローチャート



※扶養認定に必要な書類を添えて、所属する会社経由で「被扶養者異動届」を提出してください。
神栄健康保険組合にて書類審査後、決定いたします。

- ・2020年4月1日から被扶養者の認定に「**国内居住要件**」が追加されました。日本国内に住所を有していない場合は、原則として被扶養者の認定はされません。(詳細は「こんなとき／家族が加入・脱退するとき」をご参照ください)
- ・収入には、給与収入(交通費・各種手当・賞与含む)、雇用保険給付金、健康保険給付金、労災保険給付金、公的年金などが含まれます。